

令和3年度 第1回登別市子ども・子育て会議〔書面〕

報告事項

- (1) 幌別・常盤児童館の移転改築について
- (2) 第2期登別市子ども・子育て支援事業計画の中間改訂について
- (3) 令和4年度特定教育・保育施設の利用定員について
- (4) リリー文化幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施について
- (5) 待機児童の状況について
- (6) 認定こども園の新設に係るスケジュールについて
- (7) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善事業の実施について

(1) 幌別・常盤児童館の移転改築について
別冊資料のとおり

(2) 第2期登別市子ども・子育て支援事業計画の中間改訂について

第2期登別市子ども・子育て支援事業計画については、令和元年度に子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、本会議において意見を聴取したうえで策定したところです。

当該計画は、令和2年度を初年度とする5年間の計画となっており、中間年度にあたる令和4年度において、計画の点検を行い、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」は、原則として見直しを行うものであります。

また、見直しの要件に該当しない場合であっても、新たな施設整備や少子化の進行に伴う教育・保育需要の変動など、市町村の判断により、必要に応じて見直しを行うことができることから、事務局において必要な情報を集約し、次回以降の会議において、審議をお願いする予定であります。

(3) 令和4年度特定教育・保育施設の利用定員について

ア 令和4年度特定教育・保育施設の利用定員

令和4年度の市内特定教育・保育施設の利用定員は以下のとおりです。

(単位：人)

施設名	令和4年度定員			令和3年度定員			増減		
	教育	保育	計	教育	保育	計	教育	保育	計
富士保育所		120	120		120	120		0	0
鷺別保育所		120	120		120	120		0	0
登別保育所		60	60		60	60		0	0
栄町保育所		90	90		90	90		0	0
幌別東保育所		90	90		90	90		0	0
登別カトリック聖心幼稚園	120		120	120		120	0		0
リリー文化幼稚園	60		60	60		60	0		0
認定こども園白菊幼稚園	110	90	200	120	80	200	-10	10	0
認定こども園白雪幼稚園	25	20	45	25	25	50	0	-5	-5
計	315	590	905	325	585	910	-10	5	-5

イ 定員の変更について

市内の2か所の認定こども園から定員の変更に係る届出がありました。

届出の内容は次のとおりです。

(ア) 白菊幼稚園

a 利用定員を変更しようとする年月日

令和4年4月1日

b 利用定員を変更する理由

保護者の就労環境の変化に伴い、2号認定区分の希望者が年々増えているため。

c 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置

受け入れ人数に合わせて定員を減少させるため、現に利用している子どもの継続利用は可能。

d 変更前後の利用定員

		3歳	4歳	5歳	合計
教育	変更前	40人	40人	40人	120人
	変更後	36人	37人	37人	110人
保育	変更前	30人	25人	25人	80人
	変更後	30人	30人	30人	90人

(イ) 白雪幼稚園

a 利用定員を変更しようとする年月日

令和4年4月1日

b 利用定員を変更する理由

施設周辺地域の人口動態の状況から、地域人口減少が顕著の為、実態に合わせた設定を行う。

c 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置

受け入れ人数に合わせて定員を減少させるため、現に利用している子どもの継続利用は可能。

d 変更後の利用定員

		3歳	4歳	5歳	合計
保育	変更前	8人	8人	9人	25人
	変更後	6人	7人	7人	20人

(4) リリー文化幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施について

ア 事業概要

幼稚園において、満3歳未満の保育の必要性認定を受けた子どもを受け入れられるように、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施し、安心して子育てができる環境を確保する。

イ 実施施設

リリー文化幼稚園

登別市鷺別町2丁目17番地

ウ 定員

クラス年齢	0歳児	1歳児	2歳児	合計
定員	3人	6人	12人	21人

エ 事業の開始日

令和4年1月1日

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児等定期利用の制度概要【H30創設】

【趣 旨】新子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

要件	2歳児	0歳児・1歳児
(1)実施場所	幼稚園（新制度園及び私学助成園）※認定こども園は対象外	
(2)対象児童	3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）	3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）
(3)施設基準・保育内容	保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡ 保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。	保育室等の面積基準は、保育室：対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室：対象児童1人あたり3.3㎡ 保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
(4)配置職員	児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）	0歳：児童3人につき職員1人 1歳：児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）
(5)職員資格	・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得している者市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む ・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 ※2歳児の場合、配置職員のうちに、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 ※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。	
(6)保育時間・開所日数・開所時間	保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。	
(7)給食	自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の施設は必要。）	
(8)保護者負担	各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。	

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認に当たっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、

確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供

【留意事項】

・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。

・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

152

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実について（2021年度～）

新子育て安心プラン（令和2年12月21日）等を踏まえ、幼稚園が満3歳未満の保育の必要性認定を受けた子どもを更に受け入れられるよう、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実を図る。

1. 開設準備経費の新設

本事業に基づき幼児を受け入れる場合に開設準備経費（事業開始に当たって必要となる改修や備品購入等に係る経費）を措置する。

【措置額】 1施設当たり：400万円



2. 2歳児受入れの単価充実

①保育士資格等を有する所要の職員を雇用するための必要な経費を措置する観点から単価の充実を行うとともに、②週5日の2歳児の受入れを実施するような年間延べ利用人数1,500人以上の幼稚園については別途区分を設け、単価を更に充実。配置職員 2歳児6：1

保育士資格保所有者1名以上を配置

【変更後の単価】

○年間延べ利用幼児数が1,500人未満の場合

基本分単価 1,850円/日 → **2,250円/日**
長時間加算 230円 → **280円**（1時間あたり）

○年間延べ利用幼児数が1,500人以上の場合

基本分単価 1,850円/日 → **2,650円/日**
長時間加算 230円 → **330円**（1時間あたり）

年間利用 幼児数	1,500人未満				1,500人以上			
	～8h	9h	10h	11h～	～8h	9h	10h	11h～
基本分	2,250円				2,650円			
長時間 加算	-	280円	560円	840円	-	330円	660円	990円
合計	2,250円	2,530円	2,810円	3,090円	2,650円	2,980円	3,310円	3,640円

3. 0歳児及び1歳児の受入れ単価創設

現行は2歳児の受入れのみを本事業の対象としているところ、保育の必要性のある0歳児及び1歳児を受け入れる場合にも本事業の対象とすることとし、年齢別に配置職員（※）の要件及び単価を設定。

（※）配置職員 0歳児3：1、1歳児及び2歳児6：1
従事者の1/2以上は保育士資格所有者

【新設の単価】

○0歳児

基本分単価 **4,500円/日**
長時間加算 **560円**（1時間あたり）

○1歳児

基本分単価 **2,250円/日**
長時間加算 **280円**（1時間あたり）

受入時間	～8h	9h	10h	11h～
基本分	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円			
長時間 加算	-	【0歳児】560円 【1歳児】280円	【0歳児】1,120円 【1歳児】560円	【0歳児】1,680円 【1歳児】840円
合計	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円	【0歳児】5,060円 【1歳児】2,530円	【0歳児】5,620円 【1歳児】2,810円	【0歳児】6,180円 【1歳児】3,090円

153

5 待機児童の状況について

令和3年4月1日時点において、本市における待機児童は発生しておりません。

今年度から、厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」の調査方法が変更になり、待機児童の数については、年1回（4月1日）のみが公開されることとなったため、参考値として四半期ごとの待機児童の状況をお知らせします。

令和3年度においては、7月8日以降、待機児童が発生している状況であり、1月1日時点では、3歳未満児を中心に26人の待機児童が発生しています。

基準日	年齢区分	令和3年度	令和2年度	比較
4月1日	0歳児	0人	0人	0人
	1歳児	0人	0人	0人
	2歳児	0人	0人	0人
	3歳児	0人	0人	0人
	4歳児以上	0人	0人	0人
	計	0人	0人	0人
7月1日	0歳児	0人	0人	0人
	1歳児	0人	0人	0人
	2歳児	0人	0人	0人
	3歳児	0人	0人	0人
	4歳児以上	0人	0人	0人
	計	0人	0人	0人
10月1日	0歳児	13人	10人	3人
	1歳児	8人	9人	-1人
	2歳児	5人	0人	5人
	3歳児	0人	0人	0人
	4歳児以上	0人	0人	0人
	計	26人	19人	7人
1月1日	0歳児	13人	21人	-8人
	1歳児	8人	10人	-2人
	2歳児	5人	0人	5人
	3歳児	0人	0人	0人
	4歳児以上	0人	0人	0人
	計	26人	31人	-5人

6 認定こども園の新設について

本市の公立保育所は令和元年5月27日に策定した「公立保育所民営化方針」（以下、「民営化方針」という。）に基づき、段階的に民営化することとしており、令和2年度には栄町保育所と幌別東保育所の2保育所の運営委託を行いました。

令和2年度の運営委託開始から現時点までの公立保育所の状況としては、市と委託事業者が連携して、良好な保育環境づくりを行い、幼児期の保育と教育を一体的に提供しております。

令和4年度は、民営化方針に基づき、第2段階である栄町保育所の民営化を進めるにあたり、新たな建設地である「千代の台団地周辺」（登別市新生町3丁目13番地1）に民設民営による認定こども園の整備に向けた準備のため、設置・運営事業者選定を予定しています。

7 保育士・幼稚園教諭等処遇改善事業の実施について

(1) 趣旨

国は、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる」ことを表明し、事業者が実施する保育士等の処遇改善に対して、令和4年2月から令和4年9月までの期間、新たに創設する全額国費負担の保育士等処遇改善臨時特例交付金を市町村経由で交付することにより支援することとしました。

これを受け、本市においても当該交付金を活用し、次のとおり補助金を交付することにより、市内の特定教育・保育事業者が実施する保育士等の処遇改善を支援します。

(2) 事業概要

令和4年2月から令和4年9月までの期間に、対象施設において実施した保育士等の処遇改善に要する費用の一部を補助します。

ア 対象施設

登別市内の特定教育・保育施設（子どものための教育・保育給付の対象施設及び公立保育所のうち民間事業者に運営を委託している施設）

(ア) 幼稚園 登別カトリック聖心幼稚園、リリー文化幼稚園

(イ) 認定こども園 認定こども園白菊幼稚園、認定こども園白雪幼稚園

(ウ) 保育所 登別保育所、栄町保育所、幌別東保育所

イ 補助額の算出方法

国の保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱により示された補助基準額表に基づき、施設単位で算出

(3) 予算措置等

令和4年登別市議会第1回定例会において、所要の予算案を提出する。

ア 事業名 保育士・幼稚園教諭等処遇改善事業

イ 事業費内訳

(ア) 令和3年度分（令和3年度補正予算） 3,010千円

※繰越明許費の設定

〔事務費（職員手当等）	159千円
〔補助金（負担金・補助及び交付金）	2,851千円

(イ) 令和4年度分（令和4年度当初予算） 11,188千円

〔事務費（職員手当等）	477千円
〔補助金（負担金・補助及び交付金）	10,711千円

ウ 特定財源

国庫支出金（保育士等処遇改善臨時特例交付金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業及び実施円滑化事業））（全額国費負担）

(4) 令和4年10月以降の対応

国は、本事業による処遇改善分を公定価格に上乘せする予定であることから、本市においては、特定教育・保育施設等給付費及び普通保育所運営管理業務委託料で対応します。

幌別・常盤児童館の移転改築 について

令和4年3月

幌別・常盤児童館の移転改築について

1. 児童館とは

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、子どもの心身の健全やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設となっています。そのため、児童館はその理念を踏まえ、年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならないこととされています。

2. 経緯

登別市においては、各小学校区に児童館を1か所以上整備し、市内で8つの児童館を運営しているところです。

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的としており、市内児童の登録状況は、小学生については41.3%、中学生については7.0%が登録しており、特に小学生の登録率が高くなっています。

幌別地区の児童館についてですが、幌別小学校、幌別東小学校の2校があるため、幌別児童館、常盤児童館があり、年間2館あわせて延べ3,600人程度の利用があります。

幌別東小学校の地域にある幌別児童館については、令和元年11月の火災により旧教職員住宅へ移転しましたが、建築から30年以上が経過していることから、最低限必要な修繕等を行い対応を図ってきました。

また、幌別小学校の地域にある常盤児童館・児童クラブは、平成27年9月に策定した「公共施設整備方針」により、幌別児童館と同様、最低限必要な修繕等を行い、老朽化し手狭である現存の施設をできる限り延命化する対応を図ってきました。

児童生徒数が減少傾向にある学校の統廃合については、教育委員会において、幌別東小学校を幌別小学校に統合することとし検討を進めており、幌別東小学校の保護者や地域住民有志により組織された地区別検討委員会で統合への合意が確認されたことから、令和3年度中にも、教育委員会として、両校を統合する方針を正式決定する予定であり、その場合には、令和7年4月1日の統合が見込まれるところです。

放課後等の子どもの居場所となる児童館についても、学校の統合に合わせて児童にとって安全・安心であり、利用しやすい学校敷地内に、幌別小学校区の常盤児童館・児童クラブと、幌別東小学校区の幌別児童館を集約した新たな児童館を移転改築することとし、その建築候補地については、学校敷地内のプール跡地（候補A）や体育館横（候補B）、体育館裏駐車場（候補C）の3カ所を候補地として、立地面積や日照条件、自然環境など様々な観点から総合的に検討を進めてきました。

その結果、一定の敷地面積が確保でき、更に周囲に樹木が並び、その間から自然

の木漏れ日が注がれるなどの自然環境面、周囲の建物に干渉されない等の児童の安全・安心面においても好立地であるプール跡地（候補A）に、新たな児童館を整備することとしました。

この新たな児童館・児童クラブの整備により、現在の常盤児童館については、学校敷地内に児童館が開設された後、また、幌別児童館については、学校の統廃合の後用途廃止を行い、建物を含む土地利用のあり方について検討します。

3. 新幌別児童館について

(1) コンセプト

- ・学校の敷地内に建築することで、直接来館が可能となるため、利便性が高まり児童にとってより安全で安心な放課後の居場所となる児童館。
- ・旧小学校区や保護者の就労等で区別することなく、児童が一つの児童館で放課後等を共に過ごすことで、友情が育まれる児童館。
- ・児童がリラックスして穏やかな放課後を過ごすことができるよう、周囲の自然な環境とも調和し、家庭的な雰囲気を持つ児童館。
- ・小学校高学年も放課後の居場所として楽しむことができるよう幅広い世代の書籍を揃えたり、高学年向けで楽しみながら体を動かす器材等も整備した児童館。
- ・保護者や地域との交流が行われ地域ぐるみの子育て支援が促進されるよう、室内で簡単な調理等を行うことができるほか、児童の様々な学びの場として活用できるような多目的室を設けるとともに、放課後こども教室との一体的な運用も可能な児童館。
- ・将来の他校との統合の可能性も見据え、増築可能な児童館。

(2) 建設場所（幌別小学校プール跡地（白太枠内））



(3) 現施設との比較

現幌別児童館と現常盤児童館と比較し、新幌別児童館は、低学年から高学年まで幅広い層の児童が、放課後の居場所として様々な学びや遊びを楽しむことができるよう、敷地面積や建物面積を広めにした建物とします。

施設名		幌別児童館	常盤児童館	新幌別児童館
所在地		登別市幌別町8丁目17番地1	登別市常盤町2丁目34番地1	登別市中央町6丁目19番地1 (幌別小学校プール跡地)
建築内容	建設年度	昭和61年12月	昭和54年3月	令和6年秋頃(予定)
	敷地面積	-	570.64㎡	約940㎡
	建物面積	79.38㎡	180.42㎡	410㎡
	構造	木造平屋建	木造モルタル平屋建	木造平屋建

※建物面積については、児童館の方向性を示す目安として記載したものであり、今後、市民の声をお聞きし、基本設計・実施設計等において決定します。

(4) 建物面積の内訳

今回の児童館の建築にあたっては、コンセプトにもあるとおり、遊戯室においては、年長児童でも楽しみながら体力増進を図ることができる器材のスペースを設けたり、児童が複数の種目を遊戯室内で遊ぶことができるよう、児童館の面積基準の上限である336.6㎡を超えた児童センター級の建物にします。

また、未来を担う子どもたちが、地域との交流により様々な体験等を通して多くの学ぶ機会を得ることが可能な多目的室も設置します。

児童センターは年少児童だけではなく、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動スポーツ及び社会参加活動等に配慮するよう示されており、年長児童も活動できる場が求められているなど、今回の児童館建築にあたってのコンセプトとも共通しています。

設備	面積	用途	最大利用人数 (見込み)	根拠
遊戯室 (ホール)	130㎡	児童館	70	1人当たりの面積基準が設けられていないため、鷺別児童館(90㎡)の1日当たりの最大利用人数67名(平成30年2月)を参考とします。 *平成29年度鷺別小学校の児童数が296名であるため23%の児童が利用したものとすると、令和7年度の幌別小学校児童数の推計が263名であるため、263名の23%の60名が1日あたりの最大利用人数と想定されます。 校区拡大に伴い、直接来館児童数が増加すること、また更なる校区拡大に加え、高学年も放課後の居場所として楽しむことができる器材を整備すること等も加味し、面積は広めの130㎡としたいと考えています。
図書室 (兼事務室)	50㎡		30	図書室は机で本を読んだり、学習をするスペースであるため、放課後児童クラブの運営基準1.65㎡で利用人数を換算
多目的室	50㎡		20	児童が体験等を通して様々なことを学ぶ場として利用します。 また、地域の方が利用する貸館時や児童館・クラブのイベント時、または児童と地域の方との交流の場としても利用するため、一角に調理可能なコーナーも設けます。
放課後児童 クラブ室	100㎡	児童クラブ	60	放課後児童クラブ運営基準1.65㎡で換算
その他共有 スペース	80㎡	ホール、 便所等	-	鷺別児童館の共有スペースと同程度とします。
合計	410㎡		180	

※各部屋の面積や用途については、児童館の方向性を示す目安として記載したものであり、今後、市民の声をお聞きし、基本設計・実施設計等において決定します。

(5) 児童館と児童センターとの比較 (一部抜粋)

「児童館の設置運営要綱」では、児童センターは記載のとおり、児童館の機能に加え、遊び(運動を主とする)を通して体力増進を図ることを目的とした機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであることとしています。

	児童館	児童センター
建物の面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上
機能	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助長を図るなど児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの	児童館の機能に加えて、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するもの
設備	建物には遊戯室、図書室及び事務室等の他必要に応じ児童クラブ室等を設けること	遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。 また、器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の機材、体力等の測定器材等を整備すること
補助額	●次世代育成支援対策施設整備交付金 施設整備費補助額:18,520千円	●次世代育成支援対策施設整備交付金 施設整備費補助額:25,785千円

(6) 建築スケジュール (令和4年度～令和6年度) ※予定

	年度	R4年度												R5年度												R6年度																																			
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
新幌別児童館		基本設計												実施設計												発注・契約												児童館新設工事												開設											

※基本設計・実施設計は一括発注とする。